## 【韓国】水管理に係る法整備

海外立法情報課 藤原 夏人

\*2018 年 5 月 28 日、水管理及び水関連産業の振興に係る 3 つの法律案が国会本会議で可決され、環境部を中心とした統合的な水管理体制の構築に向けた法整備が行われた。

### 1 背景と経緯

1990年代前半、韓国東部を流れる洛東江(ナクトンガン)で水質汚染事故が発生し、水管理と環境保護に対する韓国社会の認識が高まった。これをきっかけに、政府において、建設交通部(部は日本の省に相当、現国土交通部)の水量管理と環境部の水質管理に大きく二分されていた水管理を、環境部を中心に再編し、統合的な水管理へ移行させる議論が本格化した。

国会においても 1997 年 6 月、環境部を中心とした統合的な水管理を目指した最初の水管理基本法案を、与野党議員が共同で提出した<sup>1</sup>。しかし、国会の建設交通委員会(現国土交通委員会)は、同法案に対し、国民生活にとって重要な水量管理を、単に水質管理の手段として扱ってはならず、水質管理については、用水に支障を及ぼさない範囲において、省庁間で協力して対応していくことが望ましいとして反対したため<sup>2</sup>、成立に至らなかった。

その後も水管理に係る関連法案が何度も国会に提出されたが、効率的な水管理のためには水質管理に加えて水量管理も環境部が引き受けるべきとする環境部と、水量管理は国土計画の一環として捉えるべきとする国土交通部の意見が対立し<sup>3</sup>、国会審議は難航した。

水管理に係る法整備が進展する直接の契機となったのは、2017年5月10日の文在寅(ムン・ジェイン)政権の発足である。同大統領が同月22日、水管理を環境部へ統合するよう指示したのに続き、同年7月19日に公表された「文在寅政府国政運営5か年計画」(本誌273-2号(2017年11月)pp.14-15参照)においても、統合的な水管理が国政課題に掲げられた。

これらが追い風となって国会審議が加速し、2018 年 5 月 28 日、①政府組織法一部改正法律案<sup>4</sup>、②水管理基本法案<sup>5</sup>、③水管理技術の発展及び水関連産業の振興に関する法律案<sup>6</sup>が国会本会議で可決され、環境部を中心とした統合的な水管理体制の構築に向けた法整備が行われた。今回新たに制定された②及び③は、環境部が所管する。

### 2 政府組織法の改正(2018年6月8日公布・施行)

外国の立法 No.277-1 (2018.10)

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 김익재ほか『통합 물관리의 기본 원칙과 정책 로드맵 연구』한국환경정책・평가연구원,2017.11.30,pp.13-15. 한 국환경정책・평가연구원ウェブサイト <a href="http://library.kei.re.kr/dmme/img/001/011/007/%EC%88%98%EC%8B%9C\_2017">http://library.kei.re.kr/dmme/img/001/011/007/%EC%88%98%EC%8B%9C\_2017</a> 11 %EA%B9%80%EC%9D%B5%EC%9E%AC %EC%B5%9C%EC%A2%85.pdf>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 건설교통위원회「물관리기본법안에대한의견서」1997.7.16. 의안정보시스템ウェブサイト <a href="http://likms.assembly.go.kr/bms">http://likms.assembly.go.kr/bms</a> svc/img attach2/15/doc 50/150510 50.PDF>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 김ほか 前掲注(1), pp.17-18.

<sup>4 「[2013781]</sup> 정부조직법 일부개정법률안(대안)(행정안전위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <a href="http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC">http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC</a> L118M0I5K2V4B1F7R0L5R0M7I8D3F8>

<sup>5 「[2013795]</sup> 물관리기본법안(대안) (국토교통위원장)」同上 <a href="http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\_I">http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\_I</a> 1F8M0V5K2K4N1H8X0N1O1F8I5Q6X8>

<sup>6「[2013799]</sup> 물관리 기술발전 및 물산업 진흥에 관한 법률안(대안)(환경노동위원장)」同上 <a href="http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC G1P8F0H5F2K4E1Y8W1Y8X1M1C3P6F2">http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC G1P8F0H5F2K4E1Y8W1Y8X1M1C3P6F2</a>

今回の法改正により、国土交通部の所管であった水資源の保全・利用・開発が、環境部に移管された(第39条及び42条)。これに伴い、全国4つの河川(漢江(ハンガン)、洛東江、錦江(クムガン)及び栄山江(ヨンサンガン))それぞれに設置されているダム管理業務等の担当部署(洪水統制所)が、国土交通部から環境部に移管されたほか、韓国水資源公社の所管も国土交通部から環境部に変更された。なお、今回の法改正では、河川管理業務は移管対象外となったため、当該業務は引き続き国土交通部が所管する。

#### 3 水管理基本法の制定(2018年6月12日公布、2019年6月13日施行)

同法は、第1章:総則(第1条~第7条)、第2章:水管理の基本原則(第8条~第19条)、 第3章:水管理委員会(第20条~第26条)、第4章:国家水管理基本計画等(第27条~第 31条)、第5章:水紛争の調整等(第32条~第34条)、第6章:水文化の育成及び国際協力 等(第35条~第45条)及び附則から成る。

同法は、これまで複数の省庁に分散していた水管理(水の安定的な確保、水環境の保全・管理、干ばつ・洪水等の災害の予防等)を統合的な水管理へ移行させるために必要な事項を規定し、持続可能な水循環系を構築することを目的としている(第1条)。

同法の制定により、大統領の下に、水管理に関する重要事項を審議・議決するための「国家水管理委員会」を設置するとともに、同委員会の下に、河川の流域ごとに「流域水管理委員会」を設置することが規定された(第 20 条)。前者は 2 人の共同委員長(国務総理及び民間人)を含む 30 人~50 人の委員で構成され(第 21 条)、後者は 2 人の共同委員長(環境部長官(以下「長官」)及び民間人)を含む 30 人~50 人の委員で構成される(第 23 条)。

また、長官は、10年ごとに、関係中央行政機関の長及び流域水管理委員会の委員長との協議を経て「国家水管理基本計画」を策定するとともに、同計画の策定から5年ごとに妥当性を検討し、その結果を反映させる計画変更を行わなければならない(第27条)。同計画の策定及び変更は、上述の国家水管理委員会によって審議・議決される(第22条)。

# 4 水管理技術の発展及び水関連産業の振興に関する法律の制定(2018年6月12日公布、一部条項を除き2018年12月13日施行)

同法は、第1章:総則(第1条~第4条)、第2章:水管理技術の発展及び水関連産業の振興の基盤整備(第5条~第14条)、第3章:水関連産業の実証化施設及び集積団地の造成及び運営等(第15条~第20条)、第4章:水関連企業の海外進出等の支援(第21条~第22条)、第5章:補則(第23条~第24条)及び附則から成る。

同法は、今後の世界的な水関連市場の拡大を見据えて制定された法律であり、水管理技術(水質、水量及び水域生態系をバランスよく管理するのに必要な技術)発展のための基盤整備を通じて水関連産業の振興を図ることを目的としている(第1条)。

同法の制定により、政府に対し、水管理技術の発展及び水関連産業の振興のための基本計画 の策定・実施(第5条)及び水管理技術の開発の促進・支援(第8条)が義務付けられた。

また、長官に対し、水関連産業に係る実態調査の実施(第6条)、水技術総合情報システムの構築・運営(第7条)等が義務付けられたほか、国による水関連企業の創業支援(第12条)や海外進出支援(第21条)、韓国水技術認証院(水管理技術及び水管理関連製品の安全性、品質、性能等の認証、検証等を行う機関)の設立(第19条)等に係る規定も盛り込まれた。